平成２５年（フ）第４９号
茨城県龍ケ崎市大徳町3836番地
債務者　櫻井　孝守
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
茨城県稲敷市月出里626番地14
債務者　四ツ谷律子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
茨城県取手市井野２丁目10番17―305号
債務者　伊藤真佐子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
茨城県取手市野々井895番地　野々井住宅12号
債務者　遠山　　健
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1381番地８　アキヤマコーポ201
債務者　長谷川　裕
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１２号
石川県七尾市白馬町29部79番地
債務者　白石　重一
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第１０２号
兵庫県伊丹市中野西２丁目247番地２グリーンライフタツミＡ―101号
債務者　小町亜紀子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１１９号
兵庫県伊丹市東有岡１丁目18番地８グランジア伊丹505号
債務者　横田　真美
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第４６号
兵庫県尼崎市汐町54番地ヴィラ汐町Ａ208
債務者　熱田　淳子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７６号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目10番２―203号
債務者　木原　敦子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５６号
兵庫県西宮市上田中町11番11号大石貸家東端
債務者　長井真知子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７７号
兵庫県尼崎市菜切山町６番地　サリム山本305号、前住所兵庫県宝塚市安倉南４丁目４番29号　グレースライフＢ棟201号
債務者　宇都宮美紀
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８１号
兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目20番11号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目20番13号
債務者　橋本　恵美（旧姓星加）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７６号
兵庫県伊丹市西台３丁目７番32―302号
債務者　長尾　好子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２１３号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目23番12号　ハイムヤマト304号
債務者　原　　芳子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３４号
兵庫県西宮市下大市東町34番４―203号
債務者　福田　恒徳
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５３号
兵庫県西宮市末広町３番19号　ワンケイ足立３―Ｈ
債務者　森本　幸子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係